# 吉野小学校・吉野北小学校 学校跡地利活用方針案に対するパブリックコメントの実施結果と町の考え方について

「吉野小学校・吉野北小学校学校跡地利活用方針案」を公表し、広く町民の皆様の意見を伺うパブリックコメントを実施しました。
ここに、ご提出いただいたご意見とそれに対する町の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。
なお、ご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約しています。

## １　集計結果等

### ⑴　実施期間

令和４年２月２日（水）から令和４年２月 16 日（水）まで

### ⑵　提出方法、提出人数及び意見の数

| 提出方法 | 意見件数（件） |
| --- | --- |
| 持参 | － |
| 郵送 | － |
| ファクス | － |
| 電子メール | 3 |
| 合計 | 3 |

## ２　ご意見の概要と町の考え方

| No. | 頁 | 項目 | 意見の主な内容 | 町の考え方（回答及び対応） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | P.1 | はじめに | 利活用に向けた方針を検討することを目的として『「利活用検討方針」を策定するものである。』とありますが、目的と手段の関係がわかりません。<br>今回策定された利活用検討方針を使って利活用に向けた方針を検討すると読み取れるため、今から方針検討が始ることになりますが、よいのでしょうか。 | ご意見を踏まえ、P.1 の文章を修正いたします。 |
| 2 | P.26 | 吉野北小学校の利活用方針 | 吉野町公共施設等総合計画から、公共建築物の床面積の削減をうたっています。また、サウンディング調査でも、利活用の可能性がゼロではないにもかかわらず、公共での利活用に方針決定しているのは、矛盾しているのではないでしょうか。<br>吉野北小学校においても、まずは、民間の利活用を検討すべきと考えます。 | サウンディング調査において、吉野北小学校においても「利活用できる可能性がある」という回答が一部あるものの、建築物の新築・改築・用途変更が制限される市街化調整区域での実現性は高くないため、法令の範囲内で利用できる用途として主に公共による利活用を検討することとしています。なお、ファシリティマネジメントの観点から、既存の公共施設の老朽化等の状況を踏まえて代替施設として活用する等、公共施設の床面積を極力増やさないように配慮し、今後活用方法を検討していきます。 |
| 3 | P.28 | 事業スケジュール | 学校跡地の利活用（施設の供用）が令和 7 年度からとなっていますが、遅くはないでしょうか。<br>令和 6 年度を目標に進めていただきたいです。 | 吉野小学校跡地を利活用する民間事業者の活用内容によって、必要となる校舎等の改修範囲や改修期間が異なるため、おおよその供用開始時期を示したものです。なお、民間事業者の内容によっては、供用開始時期が前後する場合があります。 |